

研修報告

模擬評議から検証する弁護戦略～裁判員裁判特別研修～

刑事弁護委員会 量刑データベース部会 部会長 小川 弘義 (65期)

1 はじめに

東京三弁護士会では、裁判員裁判における実際の量刑の判断過程を学び、弁護活動に活かすため、現職の裁判官、検察官、一般市民の方々にご協力いただき、模擬評議を企画しており、今年で5回目となった。

毎年、模擬評議を事後的に検証し、弁護活動へ活かす研修を行っている。

本年も、平成29年9月28日に研修が行われ、評議のポイントとなる部分をDVD上映し、その後、研修出席者を交えて議論が行われた。

紙面の関係上、ごく一部となってしまいが、研修で議論されたことを紹介したい。

なお、事案の概要や評議の経過については、LIBRA 2017年10月号「模擬評議を傍聴して」(50頁)を参照して欲しい。

2 被告人が事件後直ちに自ら110番通報等をしたこと

研修では、「論告・弁論において、大きく取り上げられなかったが、評議で重視されていた事情」として「被告人が事件後直ちに自ら110番、119番通報を行ったこと」が議論に挙げられた。この事情は、判決においても「非難を相当程度減じるものである」と評価されている。

裁判所が採用する量刑判断の考えは、「①犯罪事実(犯情それ自体に関わる事実)により量刑の大枠を決定し、②その大枠の中で一般情状事実を、刑を

(微)調整させる要素として、…最終的な量刑を決定する」とされる(こうした考えが「行為責任主義」といわれることもある)(司法研修所編2012年「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」法曹会・6頁)。

こうした考えもあってか、「行為責任主義という考え方からすれば、110番通報等をした事情は行為後の事情であるから、量刑にはそれほど影響がないとも考えられるのではないか」という指摘がされた。

検察官役の方からは「そもそも自分で放火したのであり、自ら消火活動をしたわけでもないのに、110番通報等は論告ではそれほど強調しなかった」という話があった。

裁判所関係者からは、「行為後の事情であっても、本件での110番通報等は、被害の拡大が防止されたこともあり、結果に影響する事実であるから、犯情に近い量刑事情と考えることもできる」という話があった。

この議論の可否はさておき、司法研究報告書に「犯罪行為それ自体に関わる事情(犯情)が刑量を定めるにあたっての基本である」(司法研修所編2012年「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」法曹会・6頁)と記載されている影響もあってか、行為責任主義を意識しすぎて、「犯情=行為時の事情」と考えがちになってしまうのかもしれない。

弁護人がすべきことは、まず「求める結論(執行猶予か、懲役〇年か等)」を念頭に置き、①ある事情を被告人にとって有利な量刑事情として扱えないか、②扱えるとしてその根拠は何か(責任非難が減少する、違法性が減少する等)、③その根拠を量刑上に大きく

影響するように説明できないか（犯情に近いのか、一般情状に近いのか等）という点を、突き詰めて考えることではないかと感じた（なお、本稿でいう「執行猶予」は「刑の全部執行猶予」を前提とする）。

3 実刑か執行猶予かを決めるにあたっての議論の仕方

また、「評議にて、犯情と一般情状が区別されずに議論されていたのではないか」という指摘があった。具体的には、被害者からパワーハラスメントを受けていたという犯行の動機・経緯に「同情の余地があるか」という犯情に関する点と、そうした動機・経緯があったことから「また同じことをするかもしれない」という再犯可能性（＝一般情状）に関する点が、一緒に議論される場面があり、この点に関するものと考えられる。

過去に行われた模擬評議では、犯情事実について議論した後に、一度、犯情事実だけを検討した場合の当該事案における量刑の枠（執行猶予が考えられるか、懲役〇年から〇年程度の範囲ではないか等）を議論した例も見られた。また、実際の刑事裁判の判決でも、まず、犯情事実のみを検討した上で、どの程度の刑の大枠になるか言及するものもある。今回の評議の上記経過は、この点との整合性にも関連する。

評議を担当した裁判官からは「実刑か執行猶予かという判断にあたっては、犯情と一般情状を総合して判断せざるを得ない面があり、一緒に議論することが多い」という話があった。

これに対し、「犯情を検討した段階で、執行猶予の余地がある事案か否か、確認をした方が良かったのではないか」という意見もみられた。

弁護人としては、たとえば、執行猶予付判決が求める結論である場合には、弁論において、犯情だけを検討した場合でも執行猶予になりうる事案であり、更

に、一般情状を検討すれば問題なく執行猶予が導かれると述べるのが基本であろう。

しかし、そのように正面から論じたのでは、求める結論を導くことが難しい事案も考えられる。そうした場合には、実刑相当の類似事案とは異なる判断が必要な事案であると述べることも選択肢の一つなのかもしれない（今回の弁護人は、一方的な恨みが多い「怨恨」を理由とする放火事案の量刑グラフ中にみられる事案とは異なり、本件では背景に同情すべき事情があると主張していたので参考になる）。

4 おわりに

裁判員裁判が始まり、いわゆる行為責任主義は、刑事裁判の実務に大きな影響を与えており、これを無視することは難しい。

もっとも、私たち弁護士が第一に考えるべきは「依頼者である被疑者・被告人にとって何が利益になるか」ということではないか。

行為後の110番通報等に関する議論でみられたように、「何が量刑上有利又は不利な事情となるか」、「有利又は不利となる根拠をどう考えるか」、「どの程度有利又は不利に働くのか」は、発言者によって区々であるし、まだまだ議論の余地があるようにみえる。

「行為責任主義から考えるとこうなる」「裁判所はこう考えるかもしれない」という点に過度にとらわれることなく、弁護人が「求める結論」を説得的に論じるために、何ができるか、どう考えるべきかを追及していく必要があると感じた。

以上、個人的な意見も含めて好き勝手に述べさせて頂いたが、このような検討ができるのも法曹三者の協力を頂いてこそのことである。

毎年、研修にご協力頂いている、裁判所、検察庁、一般市民の方々、弁護士会各関係者、スタッフの方々に、この場を借りて、お礼を申し上げたい。